

読谷村文化センターの配置及び管理に関する条例（別表/第10条関係）

1 施設使用料

(2) 読谷村ふれあい交流館

中ホール

(単位：円)

区分	料金													
	午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日			
	9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～17時		13時～22時		9時～22時			
	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外		
入場料を徴収しない場合	平日	1,800	2,200	3,400	4,300	4,200	5,200	4,900	6,100	7,200	9,000	8,500	10,600	
	土・日・祝	2,200	2,700	4,200	5,300	5,200	6,500	6,100	7,600	9,000	11,200	10,600	13,200	
中ホール 入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	2,200	2,700	4,200	5,300	5,200	6,500	6,100	7,600	9,000	11,200	10,600	13,200
		土・日・祝	2,600	3,300	5,300	6,600	6,500	8,100	7,600	9,500	11,200	14,000	13,200	16,500
	1,000円以上	平日	2,600	3,300	5,300	6,600	6,500	8,100	7,600	9,500	11,200	14,000	13,200	16,500
		土・日・祝	3,000	3,700	5,800	7,300	7,100	8,900	8,400	10,500	12,400	15,500	14,600	18,200
	2,000円未満	平日	3,000	3,700	5,800	7,300	7,100	8,900	8,400	10,500	12,400	15,500	14,600	18,200
		土・日・祝	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
	2,000円以上	平日	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
		土・日・祝	3,600	4,500	7,100	8,900	8,600	10,800	10,200	12,700	15,000	18,700	17,600	22,000
準備及びリハーサル等のための場合	当該使用料の5割													

その他の施設

(単位：円)

区分	料金											
	午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日	
	9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～17時		13時～22時		9時～22時	
	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外
第1和室	600	700	1,100	1,400	1,400	1,700	1,600	2,000	2,300	2,900	2,700	3,400
第2和室												
第1講座室												
第2講座室												
第3講座室												
視聴覚室	700	900	1,400	1,700	1,700	2,100	2,000	2,500	3,000	3,700	3,400	4,300
工作実習室												
調理実習室												
談話室	300	400	600	700	600	800	700	900	1,000	1,300	1,200	1,500
ギャラリー	1日につき2,000円											

2 冷房使用料

区分	単価
中ホール	1時間につき 1,000円
第1・2和室	1時間につき 500円
談話室	1時間につき 500円
講座室A・B・C	1時間につき 500円
視聴覚室	1時間につき 500円
工作実習室	1時間につき 500円
調理実習室	1時間につき 500円

中ホール附属設備使用料

(1) 中ホール

(単位：円)

種類	品名	単位	料金	備考
舞台設備	所作台	1枚	300	
	平台	1枚	100	
	緋毛氈	1枚	100	
	紅型幕	1式	700	
	金屏風	1双	500	
	紗幕	1式	1,000	
	地絨り	1枚	400	
	雪籠	1台	300	
	ドライアイスマシン	1台	1,500	
	スモークマシン	1台	1,500	
音響設備	コンデンサーマイクロホン(1)	1本	200	
	コンデンサーマイクロホン(2)	1本	200	
	コンデンサーマイクロホン(3)	1本	200	
	コンデンサーマイクロホン(4)	1本	200	
	ダイナミックマイクロホン(1)	1本	200	
	ダイナミックマイクロホン(2)	1本	200	
	ダイナミックマイクロホン(3)	1本	200	
	ガンマイクロホン	1本	500	
	バウンダリーマイクロホン	1本	500	
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	200	
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	200	
	フロアスピーカー	1式	500	
	はね返りスピーカー(移動型)	1式	500	
	簡易操作卓	1式	1,000	
録音料	1式	1,000		
照明設備	プロセニウムサスペンションライト	1列	500	
	ボーダーライト	1列	500	
	サスペンションライト	1列	500	
	アップーホリゾンライト	1列	500	
	ロアホリゾンライト	1列	500	
	フロントサイドライト	1列	1,000	
	シーリングライト	1列	1,000	
	センターピンスポットライト	1台	500	
	各種効果器具	1台	500	
	照明セットA	セット	2,000	
	照明セットB	セット	4,000	

その他	ピアノ（ヤマハ/S 6）	1 台	2,000	
	映写機（16mm）	1 台	2,000	
	電源	1 kW	100	
	スライドプロジェクター	1 台	500	
	液晶プロジェクター	1 台	500	
備考	附属設備使用料は、1 ステージごとに徴収する。ただし、長時間連続して使用する場合は、4 時間ごとに1 ステージとみなす。			

(照明セット内容)

種別	使用料	摘要
Aセット	¥2,000	第1 ボーダーライト
		第1 サスペンションライト
		フロントサイドライト
		ローア（又はアッパー）水平ライト
Bセット	¥4,000	Aセット
		第2 ボーダーライト
		第2 サスペンションライト
		シーリングライト

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までをいう。（2に規定する祝祭日を除く。）
- 2 「祝祭日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。
- 3 施設使用料は楽屋等の付帯設備を含む。
- 4 「入場料」とは入場料・会費・会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 5 使用時間を経過して使用する場合は1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1 時間とみなす）を限度とし、次の使用料を徴収する。
 - (1) 12時から13時までの1 時間については午前使用料の3分の1の額
 - (2) 17時から18時までの1 時間については午後使用料の4分の1の額
 - (3) 22時から23時までの1 時間については夜間使用料の4分の1の額
- 6 使用料の算定において100円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。
- 7 商業宣伝、若しくは営利、またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合は次のとおりとする。
 - (1) 中ホール
入場料を徴収する場合の3,000円以上の使用料区分欄を適用する。
- 8 読谷村ふれあい交流館の借用予約は使用日の属する月の3月前から使用日の7日前まで
- 9 使用量の還付は次の各号に定めたとおりにする（第7類条例第12条）
 - (1) 災害等使用者の責めに帰することのできない事由により使用することが出来なくなった場合
使用料の全額
 - (2) 読谷村ふれあい交流館を使用する日の3日前までに使用を取り止める届出が合った場合
使用料の5割